

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第251号。以下「改正政令」という。）が、平成24年9月26日に公布され、10月1日に施行されたところである。

今回の改正は、一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・^{三・七}一] デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。）を水質汚濁防止法（昭和45年法律138号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令等の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 水質汚濁防止法施行令の改正の趣旨

平成24年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じるとともに、同月19日から20日にかけて千葉県内5市の36万戸において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生した。

本事案は、廃液の処理を受託した産業廃棄物処理業者が、廃液に高濃度のヘキサメチレンテトラミンが含まれていることを認識せずに処理を行ったため、ヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま公共用水域に排出され、下流の浄水場において浄水過程で注入される塩素と反応し、ホルムアルデヒドが生成されたと考えられている。

本事案は、多量のヘキサメチレンテトラミンが一時的に公共用水域に排出され、現に水道への影響が生じたことから、今般の取水障害の原因物質であるヘキサメチレンテトラミンについて、排水の管理の観点から緊急的に対応することが必要であり、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を開催し、当面对応すべき事項

について取りまとめられたところである。

当該検討会の中間取りまとめにおいて、ヘキサメチレンテトラミンについては、指定物質に追加することが適当とされていることを踏まえ、改正を行うこととしたものである。

第2 改正の内容

1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、今回、ヘキサメチレンテトラミンを新たに追加することとした。

当該物質を追加する趣旨は第1で述べたところであるが、指定物質の定義としては、「有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの」とされており、ヘキサメチレンテトラミンもその定義に該当する。

すなわち、今回の事案においては、ヘキサメチレンテトラミンから変化したホルムアルデヒドが取水障害の原因となったが、

- ・ 原因物質と考えられるヘキサメチレンテトラミンが存在しなければ、今回の事案は発生しなかったこと
- ・ 現にホルムアルデヒドが発生したこと
- ・ 環境中に放出された後、他の物質に変化し、環境に影響を及ぼす物質についても指定物質の定義に含まれること

から、指定物質として追加することとしたものである。

2 事故時の措置

改正政令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

第3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年3月16日付け環水大大発第110316001号・環水大水発第110316002号環境省水・大気環境局長通知）及び「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」（平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知）を併せて参照されたい。